

(写)

平成28年3月15日

新宿区長

吉 住 健 一 様

新宿区特別職報酬等審議会

会 長 濱 田 一 成

新宿区特別職の報酬等の改定について（答申）

平成28年3月15日付け27新総総総第3573号により諮問
があった標記の件について、別紙のとおり答申します。

特別職報酬等審議会委員

会	長	濱	田	一	成
会	長職務代理	渡	辺	芳	子
委	員	大	崎	秀	夫
委	員	大	室	新	吉
委	員	く	まが	い	澄子
委	員	桑	原	公	平
委	員	佐	々	木	ひろ子
委	員	新	妻		剛
委	員	宮	嶋		忍
委	員	六	田	文	秀

答 申

1 はじめに

新宿区特別職報酬等審議会は、平成28年3月15日、教育長職務代理者の報酬額について、新宿区長から諮問を受けた。

本審議会では、各委員が区民の代表としての自覚のもと、区民の信頼に応えるよう公平かつ公正な立場に立って、教育委員会制度改正の趣旨や教育長職務代理者の職務等を考慮しながら審議を行った。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の概要

教育委員会の代表者である教育委員会委員長と事務の総括者である教育長の責任の所在が曖昧であること、児童・生徒の生命、身体等が侵害される重大な事態が発生した際の対応が迅速にできていないこと等の課題に対応し、教育行政における責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築等を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正された。

法律の改正の施行日は平成27年4月1日であるが、経過措置として現在の教育長がその教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとされており、新たに任命される教育長から、制度が移行される。

3 教育長職務代理者の設置

法律の改正により教育委員会委員長は廃止され、教育長の職務はこれまで担っていた「事務を統括、職員を指揮監督する」ことに加え、教育委員会委員長が担っていた「教育委員会の会議を主宰する」ことも担うことになり、「教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表すること」になった。

また、教育委員会委員長が廃止されることに伴い委員長職務代理者も廃止され、新たに、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときに、教育長に代わって職務を行う教育長職務代理者を設置することになった。

4 教育長職務代理者の報酬月額

教育長職務代理者の報酬月額は、その職務内容や社会的責任の重さ等を考慮するとともに、区民の理解が得られるものでなければならないことから、総合的に判断した結果、当審議会では、次のような結論に達した。

教育長職務代理者は、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときに教育長に代わって職務を行うことになる。しかし、非常勤の教育委員が担うことになるため、常勤の教育長と同様の職務を行うことは困難である。

実際に担うと想定される職務は、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときにその代理として、教育委員会の会議の招集、進行を行うこと、式典等に教育長が出席できない場合に教育長の代理として挨拶、対応等を行うこと等、法律の改正により廃止された委員長職務代理者と同様の職務と想定される。

したがって、教育長職務代理者の報酬額は、委員長職務代理者と同額とすることが妥当である。

教育長職務代理者の報酬月額	262,000円
---------------	----------

※現行の委員長職務代理者と同額

5 最後に

区長や教育委員会におかれては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の趣旨をふまえ、お互いの連携がより一層図られ、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策や児童・生徒等の生命・身体の保護などの緊急の場合に講ずべき措置などの協議・調整が図られるよう努力されることを要望するものである。